

広報かんら

お知らせ版 No.1185



2020年
12月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

お知らせ

住宅用太陽光発電設備設置補助金終了のお知らせ

町では、地球温暖化対策の推進、再生エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光設備を設置した人にその費用の一部を補助しています。

この「甘楽町住宅用太陽光発電設備設置費補助金制度」は令和2年度で終了となり、申請は令和3年3月31日(水)までです。

補助金の利用を検討中の人はご注意ください。

問い合わせ

住民課環境係(☎内線269)

事業用償却資産

申告の「あんない

事業用の償却資産を所有している人は、令和3年1月1日現在の状況(資産の名称、取得価額、取得年月、耐用年数)を申告してください。eLTAX(エルタックス)(地方税の電子申告)も受け付けていますのでご利用ください。

償却資産の主な種類

構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品
※太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

※地方税法の改正により、生産性向上特別措置法に係る固定資産税課税標準の特例の対象資産が拡充され、新たに「事業用家屋」および「構築物」が追加されました。

申告方法

▼前回(令和2年度課税分)申告をした人

町から送付される申告書に、令和2年1月2日から令和3年1月1日までの増加・減少資産を加除してください(増減のない人も必ず申告してください)。

電子申告をした人には、申告書の代わりに電子データを送信します。

▼新たに申告する人

申告書を送りますのでご連絡ください。

提出期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

問い合わせ 住民課税務係

(☎内線261・268)



多文化共生事業 お米配布プロジェクト

町では、コロナ対策の一環として、町内に在住または在勤の外国人労働者で、次の要件に該当する人を対象に、町内産のお米(5kg)を配布するプロジェクトを実施します。

現在、外国人労働者を雇用する町内企業(事業所)へ、町からご案内を送付しています。届いていない場合は、12月22日(火)までにお手数ですがご連絡ください。

町外企業等に在籍する人については、町から個別にご案内します。

対象者

令和2年12月1日現在、町内に在住または在勤の外国籍の人で、「就労が認められる在留資格」(技能実習、教育、技術・人文知識、国際業務など)を有している人

問い合わせ

企画課企画調整係
(☎内線241)



広告